

第5回東京都北区スポーツ推進計画検討委員会

日 時：令和7年7月22日（火）

午後7時～

場 所：北とびあ7階第1研修室

1 開会

会長：ただ今から、第5回東京都北区スポーツ推進計画検討委員会を開会いたします。ご出席者が、過半数を超えていることからこの会議が成立していることをご報告いたします。

事務局：（資料確認）

2 報告事項

会長：次に次第の2の報告事項ですが、お手元に配布しております、第4回検討委員会の議事要旨を各自でお読みいただき、何かありましたら、事務局までお願いいたします。

3 議題

（1）第4回検討委員会で挙げた意見及び対応について

会長：それでは、議題の（1）「第4回検討委員会で挙げた意見及び対応について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局：（資料2に基づいて説明）

会長：前回の検討委員会についての説明でしたが、いかがでしょうか。

〇〇委員：（2）「公民で連携した施設整備」の②の意見で、「商業施設は民間やテナントと組んで新しい動きや発信を行い、価値を高めている」と前置きがあり、「～民間のノウハウを取り入れる活動を推進していったらどうか」という意見に対して、「指定管理者（民間事業者等）の専門的知識・技術を活用したスポーツプログラムを検討」という回答ですが、この意見は公的施設での活動が前提でしょうか。指定管理者を省いて「豊富な知見を有する民間事業者等」で十分

だと思います。

事務局：第3回の検討委員会でお示した「指定管理者の知見を活用した施設管理を活用した考え方」をベースにした回答ですが、ご意見の通りですので、文言を検討します。

会長：ご意見にあった文言の修正については、事務局と私に一任いただきたいと思います。

他にご意見はよろしいですか、では、議題1は了承といたします。

では、議題2の「スポーツ推進計画 第1章～第3章の要点について」に移ります。

(2) スポーツ推進計画 第1章～第3章の要点について

事務局：(資料3と資料4に基づいて説明)

会長：今の事務局の説明に対してご意見はいかがですか。

要点のまとめとしては、①「中学校部活動地域展開等推進計画」を文言に追加した、②表記を変更して「パラスポーツ」とした、③e スポーツの位置づけと④施設関係の取組みを追加したこと、⑤基本理念の投票結果により「北区はあなたのスタジアム！だれもが主役になれる瞬間がここに！」に決定したこと、⑥18～49歳の女性のスポーツ実施率の数値目標の追加ですが、いかがですか。

私から質問ですが、18～49歳の女性のスポーツ実施率ですが、新しい施策体系図にどのように反映されていて、どのようなアクションプランと繋がりますか。

事務局：まだ取組内容が未決定ということもあり、施策体系図には反映されていません。令和9年度からの区立スポーツ施設の指定管理者選定に向けて、来年1月頃より選考委員会が立ち上がる予定ですが、その際の公募要件に、「18～49歳の女性のスポーツ実施率向上に繋がる提案を持つ業者」を選考条件に加えたいと考えています。

会長：確かに、子育て世代の女性ならば子どもの一時預かりサービスや保育サービスが施設内に併設されていれば女性の実施率も増加すると思いますので、そうした提案を含めて提示していただければ良いと思います。

〇〇委員：障害者スポーツをパラスポーツに表記変更することについては非常に良い改善案だと思います。また文中の人を表記する際の「障害者」も、ネガティブな印象を与えがちな「害」を使った漢字表記を、柔らかな印象を持つ平仮名表記の「障がい者」に改めることで、言葉を通して区民の意識が変わる場合もあると考えます。もちろん、法令や公式表記もあると思うので、使い分けのルールがあれば教えていただきたいです。

事務局：障害福祉課でも障害者と漢字表記を使用しており、法令に準拠した表記ではないかと思いますが、確認します。

会長：行政が使う場合は法令に則った表記として「障害者」を使うことが多いようですが、いずれの表記にしても、どこか余白に脚注をつけて表記理由を説明すべきかと思います。

〇〇委員：体育協会でも北区からの依頼で委託事業を実施しています。先ほどの説明では女性対象の施策を設けるということでしたが、女性のみ限定せずに女性も参加しやすくする取組みというだけでも良いと思います。

事務局：女性が参加しやすくなる様々な取組みは非常に重要ですので、表記を含めて課内で検討します。

会長：確かに、女性だけの施策を検討しようとするとなかなか難しい面もあります。例えば親子でエンジョイスportsのようなプログラムであれば女性も対象になるため、このような幅広い視点で考えて行くことも必要です。

〇〇委員：基本目標を見ると赤字部分が現行計画からの修正ですが、この修正案はアンケートの分析結果や過去の検討委員会の議論をふまえて、合意を得た内容ですか。

事務局：そうです。

〇〇委員：決定済みの基本理念ですが、委員のみによる投票であることから一票差などの小数票で決定したものです。重要なスローガンでもあることから再度丁寧に検討しながら決定することが必要ではないかと思います。
また、eスポーツの文言も青少年と障害者と高齢者をメイン対象にしていますが、時間的な余裕がない人でも隙間時間にスポーツに参加できるひとつの手段

でもありますので、そのあたりを包含するように表現を検討して欲しいと思います。

事務局：e スポーツの文言については検討段階ですが、選択肢のひとつとして女性の視点も盛り込みながら文章構成を考えたいと思います。

会長：他にいかがですか。

基本理念は本日、ここで決定する意向ですか。

事務局：次回会議は計画案のまとめの段階に入り、パブリックコメントが控えていますので大幅な変更は難しく、できれば本日会議で了承をいただきたいです。

会長：皆さんよろしいでしょうか。基本理念はキャッチコピーで目立ちますので検討委員会の責任になりますが、このままでよろしいですか。

（異議なし）

では要点のまとめについても了承を得たこととします。

（３）スポーツ推進計画 施策体系図について

会長：事務局より説明をお願いします。

事務局：こちらは、議題「（２）スポーツ推進計画 第１章～第３章の要点について」で、合わせて資料４で説明させていただきました。

会長 先ほど、施策体系図についても説明がありましたが、何かご意見はありませんか。かなり入り組んだ施策体系図ですが、さらに編集して全体的には見やすくなるのですか。

事務局：資料５の６４ページ、６５ページをご覧ください。施策体系図は、ここに重点施策までを表記することとし、実際の事業は第４章以降に記述します。削除してレイアウトしますので、見やすくなると思います。

会長：イメージは湧きますか。

では、施策体系図についても了承を得たこととします。

（４）スポーツ推進計画 第１章～第３章について

会長：では第1章～第3章まで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：(資料5と参考資料1に基づいて説明)

会長：質問やご意見等、いかがでしょうか。

〇〇委員代理：当課では部活動の地域展開と地区体育館の所管をしていますが、資料5の63ページの数値目標で、区立スポーツ施設の利用者数を10年後に約10万人以上に増やすことが目標ですが、現状の体育施設のキャパで収まりますか。

事務局：まだ検討段階ですが、区立スポーツ施設を有効活用することで利用者数の増加を見込んでいますし、こうした選択肢の拡充によって目標人数の収容は可能かと思います。

〇〇委員代理：それは具体的にどこの施設ですか。

事務局：まだ庁内に報告できていませんので、回答を控えさせていただきます。

〇〇委員代理：地区体育館としての施設使用については専用の更衣室等の整備等が必要になり、当課でも学校施設の改築やリノベーションを検討しながら地区体育館仕様の建物を増やしているところです。いくつかの学校の改築が予定されていますので、数値目標を達成するためには今後どこに展開して行くのかなどの予定を教育振興部とスポーツ推進課等と協議をしながら進めて行ければと考えております。

会長：是非、北区で調整いただきたい。北区の学校開放率は23区内でも最下位ですので、この施策はイメージとしても良いと思います。

〇〇委員代理：他区と比較して学校開放率が極端に低いということでしたが、昨年度の資料をみますと、その数値は地区体育館に限定したもので、学校施設の開放については地区の団体に貸し出しをしており、100%に近い開放ができていますので他区と遜色がないと思いますが、一般区民が地区体育館を利用するためには施策が必要かと思います。

会長：計画に明記することで北区の学校開放に対して区民に良いイメージを持ってもらえるといいと思います。

事務局：区内の区立スポーツ施設と地区体育館の地図をひとつに統合することで区内の施設整備を地図上で一覧できるようにし、過不足を確認しながら対応を検討したいと考えています。

それを踏まえて生涯学習・学校地域連携課と連携して進めたいと思います。

会長：施設をマッピングして落とすというのは北区独自かと思いますが、どうですか。

〇〇委員：区立の一般施設と学校施設を統合して地図上で表すことは、本来は必要なことですが他の自治体にはあまり例がありませんので、スポーツに親しむための先進的な環境づくりの取組みを他区にも示すことのできるような最良の資料となると思います。

会長：ありがとうございます。

副会長：16 ページの区内の学校等体育施設について、「学校教育に支障がない範囲での開放」とありますが、利用するための方法は周知されているのでしょうか。

〇〇委員：地区体育館の一般予約については北区のホームページに予約方法を案内していますし、スポーツ少年団や PTA など学校に関する団体の予約については、各学校を通じて予約をしてもらっています。

会長：他にはいかがでしょうか。

〇〇委員：障害者のスポーツ実施率の数値目標に、「週 1 日以上スポーツを行う障害者（18 歳以上）の割合を現状から 5 年後に 50%、10 年後に 50%以上とする」とありますが、設定の根拠はありますか。

事務局：重要視したのは 18 歳以上のスポーツ実施率で、現在、週に 1 日以上スポーツを行っていない方の 3 分の 1 がスポーツを始めた場合の 18 歳以上のスポーツ実施率を割り出しましたが 5 年後には 62.5%でした。さらに未実施の 3 分の 1 が始めた場合には 70%以上で、この考えをベースに障害者のスポーツ実施率を計算したところ 50%を上回る数値が出ました。一方で、東京都はスポーツ実施率が北区の現状より約 1 パーセント上回っているにも関わらず、東京都の数値目

標は5年後が50%で、10年後が50%以上でしたので、東京都に合わせることにしました。

〇〇委員：では、東京都の指標の根拠は明らかにされていますか。

事務局：東京都の推進計画からは読み取れませんでした。

会長：他にいかがですか。

私からは、施策体系図の端に事業と担当課が記載されていますが、スポーツ振興は行政のみが実施するものではなく、自治会連合会や商工会などさまざまな団体も加わって共に推進するものですから、民間団体の位置付けもここに記載かと思います。また、最近は計画にアクションプランとして具体的な事業計画を掲載している例も多いようですが、具体的な事業計画にはプロセス評価（進捗状況の把握と評価）が必要ですので、評価の仕方を念頭におきながら事業計画を記載すべきかと思います。

よろしいですか。

では、計画の第1章から第3章についても委員の了承を得たことといたします。

（5）第6回検討委員会の日程について

会長：最後に日程について事務局よりお願いします。

事務局：日程は10月7日（火）午後7時、北とびあ7階の第1研修室を予定しています。

会長：全体に通じたご意見はありませんか。

4. その他

事務局：基本理念等、本日の検討委員会についてご意見ございましたら、8月末までにいただきましたら、委員長と事務局で話し合いまして、皆様にメールで回答します。

5. 閉会

会長：これをもって第5回東京都北区スポーツ推進計画検討委員会を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。